

# 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 関連資料





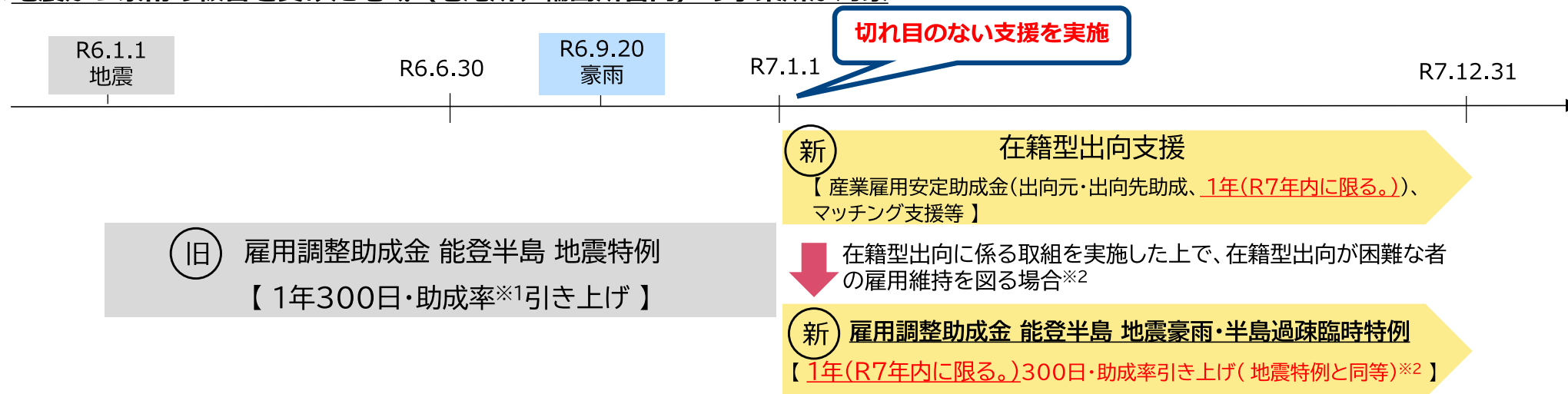
# 雇用調整助成金 能登半島 地震豪雨・半島過疎臨時特例の創設について

## 1 事業の目的

令和6年1月1日の能登半島地震への対応として実施している雇用調整助成金 能登半島 地震特例（地震特例）は今年末で終了し、今後、能登半島地域における支援は在籍型出向支援が基本となるが、能登地域の地震・豪雨の被災地については、特定非常災害となった令和6年能登半島地震から1年も経たずに激甚災害となる豪雨災害が重なるという極めて特異な被災状況に直面し、半島という地理的制約下にあつて、かつ、高齢化が著しく進む過疎地域という、企業の雇用維持と地域の人材確保の両立が極めて困難な事情・特殊性に鑑み、在籍型出向への円滑な移行が確保できる十分な期間等を考慮し、令和7年の1年間に限り、これまでの地震特例と同様の休業支援の新たな特例（地震豪雨・半島過疎臨時特例）を設ける。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ★地震かつ豪雨の被害を受けた地域（七尾所、輪島所管内）の事業所が対象



※1 助成率 地震特例:中小4/5、大企業2/3 (通常制度:中小2/3、大企業1/2)

※2 在籍型出向に係る取組を行いつつも、出向が困難で休業を余儀なくされている労働者の雇用維持を図る事業所について、当該労働者について地震特例の措置と同様の休業支援を実施。

(注1) 地震特例を利用していた事業所が、新特例（地震豪雨・半島過疎臨時特例）を受けようとする場合には、R7年1月以降に、新特例の申請を行い、要件が確認された場合には、新たな特例を受けることが可能。

(注2) R6年6/30までに地震特例を利用していなかったが、地震に加えR6年9/20の豪雨災害により休業を余儀なくされた事業所については、R6年中は通常の雇用調整助成金で対応するが、新特例の申請を行い、認められた場合には、R6年9/20から12月末での休業についても、新特例の助成率で追賦する。

# 令和6年能登半島地震・豪雨に係る雇用調整助成金の特例措置（案）

|      |            | 通常制度                                                     | 令和6年能登半島地震特例                                                     | 令和6年能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例（案）                                                                                                |
|------|------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 省令事項 | 対象事業主      | 経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主<br>（対象期間初日：事業主が定める日）            | 令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主<br>（対象期間初日：R6.1.1～R6.6.30） | 令和6年能登半島地震及び豪雨に伴う経済上の理由により事業活動を縮小し、在籍型出向に取り組む <b>ハローワーク七尾・輪島管内（※2）の事業主</b><br>※2 七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町 |
|      | 支給日数       | 1年100日、3年150日                                            | 1年100日、4県のみ1年300日<br>（3年150日を適用しない）                              | 1年300日（R7年内に限る）<br>（3年150日を適用しない）                                                                                       |
|      | 対象労働者      | 雇い入れ後6か月未満は対象外                                           | 雇い入れ後6か月未満も対象                                                    | 雇い入れ後6か月未満も対象                                                                                                           |
|      | クーリング要件    | 過去に雇用調整助成金の支給を受けた最後の判定基礎期間又は支給対象期間の末日の翌日から起算して1年を超えていること | 撤廃                                                               | 撤廃                                                                                                                      |
|      | 対象となる休業の規模 | 中小1/20以上、大1/15以上                                         | 4県のみ中小1/40以上、大1/30以上                                             | 中小1/40以上、大1/30以上                                                                                                        |
|      | 助成率        | 中小2/3、大1/2                                               | 4県の事業所が実施する休業、教育訓練、出向について<br>中小4/5、大2/3                          | 休業、教育訓練について<br>中小4/5、大2/3                                                                                               |
| 要領事項 | 生産指標要件     | 最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下<br>※設置1年未満は対象外                  | 最近3か月→最近1か月10%以上低下<br>※設置1年未満も対象                                 | 最近3か月→最近1か月10%以上低下<br>※設置1年未満も対象                                                                                        |
|      | 雇用量要件      | 最近3か月間の月平均値が前年同期比5%を超え6名以上（中小企業は10%を超え4名以上）増加していないこと     | 撤廃                                                               | 撤廃                                                                                                                      |
|      | 残業相殺       | 時間外労働があった場合、休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと                   | 4県（※1）について撤廃<br>※1 新潟県、富山県、石川県、福井県                               | 撤廃                                                                                                                      |

# 産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）（仮称）

## 1 事業の目的

能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、**在籍型出向により人材を確保**する場合に、**出向元・出向先の双方の事業主**について、一定期間の助成を行う。

在籍型出向 … 労働者が事業所の従業員たる地位を保有しつつ、当該事業所から他の事業主の事業所において勤務すること

## 2 事業の概要

### ■ 対象事業主

**出向元：** 能登半島沖地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた（※ 1）ハローワーク輪島及びハローワーク七尾の管内の（※ 2）の事業主

（※ 1） 出向開始日直前の1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、震災前直近の同期に比べ10%以上減少していること

（※ 2） 石川県七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町

### ■ 助成内容

#### 賃金助成

出向元事業主及び出向先事業主に対して、**出向中に賃金に要する経費の一部を助成**

|     | 中小企業 | 中小企業以外 |
|-----|------|--------|
| 助成率 | 4/5  | 2/3    |

## 3 事業スキーム

### ○ 助成金支給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との契約  
労働組合などとの協定  
出向予定者の同意



労働局・ハローワークに  
出向計画届を提出



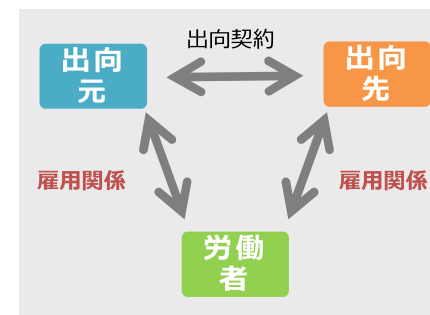
在籍型出向の実施



労働局・ハローワークに支給申請



助成金受給



# 石川県・能登の震災復興に資するための雇用対策

## ～企業の雇用維持と地域の人材確保を両立する在籍型出向支援～

- ✓ 石川労働局（ハローワーク）と産業雇用安定センターが連携して、出向労働者の受け入れ企業の確保等に努め、在籍型出向の活用促進に取り組んで行く。

### 事業の概要・スキーム等

- ハローワークにおいて、石川県内の求人企業に対する在籍型出向受け入れの積極提案（主に未充足となっている求人企業を想定）（送り出し企業の情報提供に加え、在籍型出向等の活用や産業雇用安定センターの利用案内等の説明会の実施等）
- 産業雇用安定センターにおいて、在籍型出向のきめ細かなマッチング支援（求人企業や休業中の企業等への丁寧な聴取等）

